

江 東 区 土 木 工 事 標 準 仕 様 書

(契約条項の工事標準仕様書についての注意事項)

令和 6 年 1 2 月 1 日

江東区の土木工事標準仕様書は、東京都土木工事標準仕様書（令和 4 (2022) 年 4 月）を、一部下記のとおり読み替えて適用いたします。

項 目		読み替える文言	読み替え方	頁
全	般	東京都	江東区	全般
全	般	受注者	請負者	全般
全	般	契約書	契約条項	全般
1. 1. 1	(1)	「東京都契約事務規則」(昭和39年東京都規則第125号) 第37条第1項の規定に基づく、土木工事(以下「工事」という。) 請負契約に係る標準契約書	「江東区契約事務規則」(昭和39年江東区規則第11号) 第42条第1項による、土木工事(以下「工事」という。) 請負契約に係る契約書	1
1. 1. 1	(1)	「東京都工事施行規程」(昭和46年訓令甲第15号) 第10条	「江東区工事施行規程」(昭和47年訓令甲第7号) 第10条	1
1. 1. 2	(15)	第17条	第18条	2
1. 1. 2	(19)	第30条	第32条	3
1. 1. 2	(19)	第38条	第38条	3
1. 1. 2	(19)	第39条(一部しゅん功)	第39条(部分引渡し) 第1項	3
1. 1. 2	(20)	「東京都検査事務規程」(昭和43年東京都訓令甲第175号) 第2条第2号	「江東区契約事務規則」(昭和39年江東区規則第11号) 第56条第1項	3
1. 1. 2	(20)	第30条	第32条	3
1. 1. 3	(1)	第8条	第9条	3
1. 1. 3	(2)	第8条第2項	第9条第2項	4
1. 1. 4	(2)	第18条	第19条	4
1. 1. 9	(1)	第17条	第18条	6
1. 1. 9	(1)	第15条	第16条	6
1. 1. 10	(1)	第14条	第15条	7
1. 1. 10	(1)	第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	第17条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	7
1. 1. 10	(1)	第17条	第18条	7
1. 1. 10	(1)	第18条(設計図書の変更)	第19条(設計図書の変更)	7
1. 1. 10	(1)	第19条	第20条	7
1. 1. 10	(1)	第20条(受注者の請求による工期の延長)	第22条(請負者の請求による工期の延長)	7
1. 1. 10	(1)	第22条(工期の変更等)	第24条(工期の変更方法)	7
1. 1. 10	(1)	第40条	第41条	7
1. 1. 10	(2)	第17条	第18条	7
1. 1. 10	(2)	第18条(設計図書の変更)	第19条(設計図書の変更)	7
1. 1. 10	(3)	第19条	第20条	7
1. 1. 10	(4)	第20条(受注者の請求による工期の延長)	第22条(請負者の請求による工期の延長)	7

項	目	読み替える文言	読み替え方	貢
全	般	東京都	江東区	全般
全	般	受注者	請負者	全般
1. 1. 10	(5)	第21条	第23条	7
1. 1. 12	(2)	第33条	第34条	8
1. 1. 13	(1)	第10条	第11条	8
1. 1. 17	(5)	サイバー	情報	16
1. 1. 19	(1)	第28条(天災その他の不可抗力による損害)	第30条(不可抗力による損害)	17
1. 1. 19	(2)	第28条	第30条	17
1. 1. 19	(3)	第28条	第30条	18
1. 1. 19	(3)	第25条	第27条	18
1. 1. 20	(1)	第7条	第8条	18
1. 2. 2		第3条(工程表)	削除	19
1. 3. 7	(2)	事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。	事前に理由を付して監督員に連絡しなければならない。	24
1. 4. 2		第33条	第34条	29
1. 4. 6	(1)	第27条	第29条	30
1. 5. 1	(4)	第8条	第9条	32
1. 5. 1	(4)	第12条	第13条	32
1. 5. 1	(4)	第13条	第14条	32
1. 5. 1	(4)	第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	第17条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)	33
1. 5. 1	(4)	第30条	第32条	33
1. 6. 1	(1)	第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	第17条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)	33
1. 6. 1	(2)	第30条	第32条	33
1. 6. 1	(6)	第30条	第32条	34
1. 6. 2	(1)	第38条	第38条	34
1. 6. 2	(1)	第39条(一部しゅん功)	第39条(部分引渡し)	34
1. 6. 2	(2)	第38条	第38条	34
1. 6. 2	(7)	第37条の2(中間前金払)	第35条(前金払及び中間前金)	34
2. 1. 2	(2)	第12条	第13条	36
2. 2. 1	(1)	第14条(支給材料、貸与品及び発生品)第9項	第15条(支給材料、貸与品及び発生品)第8項	37
2. 2. 2	(1)	第14条	第15条	37
2. 2. 2	(2)	第14条	第15条	37
2. 2. 2	(3)	第14条第10項	第15条第9項	37
3. 2. 4. 1	(2)	第17条	第18条	50

江 東 区 土 木 部